

## パブリックコメントの実施 「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」改正（案）について

平成28年4月1日及び7月1日に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されます。この条例の施行に伴い、「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」の改正を検討しています。つきましては条例の改正（案）の概要を公表し、ご意見を募集します。つきましては改正案の概要を公表し、ご意見を募集します。

### 募集期間

5月3日(火)～5月16日(月) ※郵送の場合5月16日(月)の消印有効  
※7月1日に「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行される都  
上、募集期間は短く設定させて頂いております。

### 資料及び閲覧場所

以下の施設に「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」改正（案）、パブリックコメント募集要領、意見提出用紙を設置しております。

- ・道路課（市役所1号別館4階）
- ・各コミュニティセンター

また、下記からダウンロードできますのでご利用下さい。

- ①「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」改正（案）
- ②「募集要領」
- ③「意見提出用紙」

### 提出方法

- ①持参 ・道路課（市役所1号別館4階）  
・各コミュニティセンター
  - ②郵送 〒570-8666 京阪本通2-2-5 道路課 ※5月16日(月)の消印有効
  - ③FAX 06-6992-1303
  - ④Eメール Mori\_douro@city-moriguchi-osaka.jp
- ※ 意見提出の書式は問いませんが、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。  
※ 電話などの口頭によるものは不可ですので、上記いずれかの方法で提出してください。

### **提出いただいたご意見の取扱い**

いただいたご意見は、市としての考え方を整理した上で、市ホームページに掲載いたします。なお、ご意見をお寄せいただいた方の個人情報を公表したり、パブリックコメントの目的以外に使用することは一切ございません。

また、内容に関係のないもの等は回答や公表をしないこともあります。お寄せいただいたご意見の全てが、内容に反映される訳ではございませんので何卒ご了承ください。